

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 $\frac{\text{一時保護委託児童数（3歳未満児）} \times \text{日額}2,190\text{円}}{\text{日}}$	(4) 助産施設基本分保護費	ア 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。 注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(12)の費目の項に定めるところによる。
(5) 助産施設基本分保護費	ア 略	略	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア 略				

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	
(5) 助産施設基本分保護費	ア 点数分		イ 略	
		イ 点数以外の分	(7) 分娩介助料 助産施設の入所妊産婦	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき148,310円を限度として支弁できる。
			(イ) 胎盤処置料	略
			(ウ) 新生児介補料	略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	
(4) 助産施設基本分保護費	イ 点数以外の分	助産施設の入所妊産婦	(7) 分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき129,730円を限度として支弁できる。
			(イ) 胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
			(ウ) 新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。

改正後				現行					
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	(エ) 保 険 料		保険料	略	(4) 助産施設基本分保護費	(エ) 保 険 料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童		その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であって、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。	(5) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部1学年に入学するもの。		次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 児童自立支援施設の教材費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(4)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(5)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(5)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価 ×その月の学年別就学措置児童数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(7) 教 育 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。 なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり) <table border="1" data-bbox="645 842 1102 986"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) 略 算式(3) 略 算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。 算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(5) 教 育 費		(5)その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	教育費保護単価表(措置児童数1人当たり) <table border="1" data-bbox="1644 376 2119 549"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。 算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額 算式(4) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(5) 特別加算費年額保護単価57,700円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円								

改正後				現行											
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(7) 教育費			算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 特別加算費月額保護単価58,100円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数	(6) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は、里親の委託措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。								
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	略	略	(7) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は里親の委託措置児童であって、小学校第6学年、若しくは中学校第3学年(特別支援学校の高等部を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の見学旅行)をいう。)に参加するもの。	その児童の見学旅行に必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数 見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)								
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年(特別支援学校の高等部を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の見学旅行)をいう。)に参加するもの。	略	略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価(年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円
学 年 別	保護単価(年額)														
小学校第6学年	20,600円														
中学校第3学年	55,900円														
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円														

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	略	略	(8) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校に在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 特別加算費年額保護単価58,100円×高等学校第1学年入学措置児童数	(9) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校に在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)
(12) 行夏季等特別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員	略	略	(10) 行夏季等特別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数

学年別	保護単価(年額)
小学校第1学年入学児童	39,500円
中学校第1学年進学児童	46,100円

公私別	保護単価(月額)
国・公立高等学校	22,270円
私立高等学校	32,970円

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(12) 夏季等特別行事費	会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。		
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	略	略
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童であつて医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁を必要と認められるもの。	略	略
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて義務	略	略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(10) 夏季等特別行事費	教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。		
(11) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院の措置児童、里親の委託措置児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,070円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(12) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設の措置児童等、里親の委託措置児童等、又は一時保護所の一時保護児童であつて、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。
(13) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童、又は里親の委託措置児童であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																												
(15) 補職指導業費	教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	略	略																												
(16) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。</p> <p>ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。</p> <p>算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>級地別</td> <td>里親</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧5級地</td> <td>6,820円</td> <td>7,210円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,220</td> <td>5,660</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,380</td> <td>3,590</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,520</td> <td>2,620</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,260</td> <td>1,260</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部	級地別	里親			旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220	5,660	960	旧3級地	3,380	3,590	590	旧2級地	2,520	2,620	380	その他の地域	1,260	1,260	190
施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部																												
級地別	里親																														
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																												
旧4級地	5,220	5,660	960																												
旧3級地	3,380	3,590	590																												
旧2級地	2,520	2,620	380																												
その他の地域	1,260	1,260	190																												

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																												
(14) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院若しくは母子生活支援施設の措置児童等又は里親の委託措置児童等	その児童の冬の採暖に必要な経費	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。</p> <p>ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。</p> <p>算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>級地別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧5級地</td> <td>6,820円</td> <td>7,210円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,220</td> <td>5,660</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,380</td> <td>3,590</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,520</td> <td>2,620</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,260</td> <td>1,260</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部	級地別				旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220	5,660	960	旧3級地	3,380	3,590	590	旧2級地	2,520	2,620	380	その他の地域	1,260	1,260	190
施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部																												
級地別																															
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																												
旧4級地	5,220	5,660	960																												
旧3級地	3,380	3,590	590																												
旧2級地	2,520	2,620	380																												
その他の地域	1,260	1,260	190																												
(15) 支就度職費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童等又は里親の委託措置	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した</p>																												

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価75,000円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 略	(15) 就職支度費	置児童であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価73,000円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数
(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価75,000円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 略	(16) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価73,000円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの(以下「死亡児」という)	略	略	(17) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくは乳児院の措置児童又は里親の委託措置児童であって、死亡したもの(以下「死亡児」という)	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価153,900円×死亡児数
				(18) ど連れられも	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すための必要経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額(運賃については、

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(20)ど連れれ費も	略	略	略
(21)里親親受手託当支・度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円× <u>1人</u> ただし、二人目以降は36,000円× <u>その月の措置児童数</u> イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円× <u>1人</u> ただし、二人目以降は87,000円× <u>1人</u> 算式(2) 略
(22)受フ託ア支ミ度リ費 ホ ム	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(18)ど連れれ費も			普通旅客運賃)とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額
(19)里親親受手託当支・度費	里親委託措置児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに委託措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価34,000円× <u>その月の措置児童数</u> イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価90,200円× <u>その月の措置児童数</u> 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数

改正後

現行

3 略

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 徴収金基準額

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

改正後

現行

算式(2)

[(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷その月の日数] ×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

算式(2)

[(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷その月の日数] ×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 略

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算課程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

第7 略

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でない認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 略

第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置

児童福祉法の一部改正(平成9年法律第74号)により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第9 略

第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

改正後

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設通所部 自立援助ホーム	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C1	A 階層及びD 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯) 所得割の額がある世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	
C2			所得割の額がある世帯	
D1	A 階層及びB 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	30,000円以下	4,500
D2			15,001円から 40,000円まで	6,700
D3			40,001円から 70,000円まで	9,300
D4			70,001円から 183,000円まで	14,500
D5			183,001円から 403,000円まで	20,600

現行

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設通所部	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C1	A 階層及びD 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	
C2			所得割の額がある世帯	
D1	A 階層及びB 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	30,000円以下	4,500
D2			15,001円から 40,000円まで	6,700
D3			40,001円から 70,000円まで	9,300
D4			70,001円から 183,000円まで	14,500
D5			183,001円から 403,000円まで	20,600

改正後

現行

略

D6

403,001円から
703,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が54,200円
を超えるときは
54,200円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額(全
額徴収。ただし、
その額が27,100円
を超えるときは
27,100円とする。)

D7

703,001円から
1,078,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が68,700円
を超えるときは
68,700円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額(全
額徴収。ただし、
その額が34,300円
を超えるときは
34,300円とする。)

D8

1,078,001円から
1,632,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が85,000円
を超えるときは
85,000円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額(全
額徴収。ただし、
その額が42,500円
を超えるときは
42,500円とする。)

D9

1,632,001円から
2,303,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が102,900
円を超えるときは
102,900円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額(全
額徴収。ただし、
その額が51,400円
を超えるときは
51,400円とする。)

D10

2,303,001円から
3,117,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が122,500
円を超えるときは
122,500円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額(全
額徴収。ただし、
その額が61,200円
を超えるときは
61,200円とする。)

改正後				現行			
D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)	D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)	D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)	D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)
D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収	D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備 考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p>			<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設及び里親をいう。</p>			

